

中小企業の健全性支援マガジン（毎月1日発行）

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2015.11 No.291

健全性支援実績No1を目指す！

T&FG group

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872 (編集担当 岸本)
e-mail info@tfg.gr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・マイナンバー制度について
 - ・空家等対策推進法について
 - ・住宅取得等資金の贈与税の非課税について
- § マイナンバーセミナーのご案内

[今月のトピックス]

- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

詳しく知りたいマイナンバー制度

会社が注意すべきこと

いよいよ各家庭にマンナンバー「通知カード」の配達が始まり、マイナンバーに関する記事も多く見かけるようになりました。マイナンバー法は、個人情報保護法と異なり中小企業を除外する規定がなく、中小企業においても個人の番号利用について適切に管理し、税務・社会保険等に係る事務について適切に対応していかなければなりません。今回は、マイナンバーに関連して中小企業が最低限注意すべきことを解説していきます。

対応を要する事務及び対象者の明確化

税務署に提出する各種調書・届出類及び健康保険組合や年金事務所、ハローワーク等への届出書類に個人番号の記載が必要となります。税務署に提出する各種調書には、源泉徴収票等の法定調書以外に「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産使用料等の支払調書」「配当、剰余金の分配の支払調書」があり、従業員やその扶養親族だけでなく、取引先や株主からも個人番号の提供を受けなければなりません。

1. 従業員、扶養親族等

一般的には、平成28年分の扶養控除等申告書により、全従業員から提供を受けます。マイナンバーを記載した支払調書の提出は、平成29年1月からですが、平成28年中に退職した従業員についてもマイナンバーの記載が必要なので、平成28年1月の給与を支給するときまでに従業員よりマイナンバーの提供を受けてください。扶養親族等の本人確認は、その従業員が行うことになります。

2. 取引先

主に源泉徴収の対象となる報酬や個人に対する地代家賃等の支払に対して支払調書の提出が必要となります。あらかじめ個人番号が必要となる取引先をリストし、郵送等によるマイナンバーの取得及び本人確認を行う必要があります。平成28年1月以降に支払う報酬、家賃等の支払調書についてマイナンバーが必要です。支払調書の税務署への提出は平成29年1月です。

3. 株主

配当を行う法人については、株主から個人番号の提供を受ける必要があります。「配当、剰余金の分配の支払調書」は、配当が確定した日から1カ月以内に提出する必要があります。

安全管理措置

中小企業者については、特例により緩和されているものの特定個人情報等の適正な取扱いのために、安全管理措置を講じなければなりません。

1. 組織体制の整備

誰が個人番号を取り扱うのかを決めておく必要があります。事務取扱担当者が複数いる場合には、責任者と事務取扱担当者を区分しておくことが望まれます。

2. 取扱規定等による運用及び取扱状況を確認する手段の整備

取扱規定等は、取得・利用・保存・提供・廃棄の段階ごとに、取扱方法、担当者及びその業務について規定します。また、取扱状況がわかる記録を保存する必要があります。例えば、業務日誌等において、特定個人情報の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の特定個人情報の取扱い状況を記録します。

3. 情報漏えい等事案に対応する体制の整備

従業員から責任ある立場のものに対する報告連絡体制をあらかじめ確認しておき、責任ある立場のものは定期的に点検を行う必要があります。

4. 物理的安全管理措置

間仕切り等の設置や後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置を工夫します。特定個人情報を取り扱うパソコンや書類については、施錠できるキャビネットや書庫に保存します。

5. 技術的安全管理措置

特定個人情報等を取り扱うパソコンを特定し、そのパソコンを取り扱う事務担当者を決めておくか、パソコンに標準装備されているユーザー制御機能により、情報システムを取り扱う事務担当者を限定することが望まれます。

委託の取扱い

個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託先において特定個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。具体的には、委託先の設備や従業員の監督状況等を確認し委託先を適切に選定します。安全管理措置を盛り込んだ委託契約を締結し、契約の条項に契約内容の遵守状況について報告を求める規定及び実地の調査を行うことができる旨を規定します。

*TFGとの委託については、当方でご準備致します。



経営指標解説コーナー

設備投資効率とは

設備投資効率とは、付加価値額を平均有形固定資産で除した数値であり、生産設備がどれほどの付加価値を生

みだしているかを示す指標です。この比率が高いほど資産効率性が高いことを意味します。2期前、前期と比較して数値が良くなっているかどうか確認してみましょう。もし、数値が悪くなってきていた場合は、加工高（粗利益）が減少していないか、設備資産が増加していないか、確認してみましょう。

空家等対策推進法について

あなたの空家・空室の税金高くなるかも

平成 26 年 11 月の臨時国会で、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定や市町村による対策計画の作成等を定める「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家等対策推進法）が成立しました。では、何故、この法律が成立したのでしょうか？

空家等対策推進法の成立背景

総務省の「2013 年住宅・土地統計調査（速報集計）」によると、全国の住宅に占める空き家の割合は 2013 年 10 月時点で 13.5%、820 万戸に上り、年々増加していると報告されています。地方だけでなく、都市部でも空き家は増えており、管理が不十分な空き家が防災や防犯の問題、衛生上の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こし、特に地震などの災害が発生した場合、二次災害の危険性が高まることが指摘されています。

空家等対策推進法の概要

空家等対策推進法の成立により、まず、国が空家等に関する施策の基本指針を策定し、市町村が国の基本指針に即した空家等対策計画を策定のうえ、協議会を設置することになります。市町村は法律で規定する限度において調査を行い、そのために固定資産税情報の内部利用が可能になります。そのうえで、周辺の生活環境の保全を図るために放置するすることが不適切な状態にある空家等を「特定空家等」と定義し、市町村長は除却、修繕、立木竹の伐採等の措置、助言、勧告、命令をすることができます。「特定空家等」とは、1.倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、2.著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3.適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4.その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等と定義されています。

段階としては、以下のステップで行われます。最初に行われるのは、除却（解体）、修繕、立木竹の伐採等の助言又は指導です。助言や指導を受けても改善しなければ、猶予期限を付けて改善するように勧告されます。また、勧告の対象になると、後述する固定資産税の特例対象から除外されます。勧告にも従わないと徐々に重くなり、猶予期限を付けて改善命令が出されます。この時、対象者には意見を述べる機会（意見書や意見聴取）が与えられるので、どうしても改善できない理由があるなら、この機会を利用して陳述できます。命令の猶予期限を過ぎても改善を完了できないと、要件が緩和された行政代執行の方法により、除却等の強制執行が可能になります。代執行に要する費用は所有者が負担しなければなりません。なお、特定空家等に対する措置関連の規定は平成 27 年 5 月 26 日から施行されています。

特定空家等の敷地に関する固定資産税等 税金が高くなる？！

住宅用地の固定資産税については、1戸につき200㎡以下の部分については課税標準を評価額の6分の1に、200㎡超の部分で床面積の10倍までは課税標準を評価額の3分の1に減額するという特例があります。

この固定資産税の優遇措置が「特定空家等」が増える一因であるとも考えられております。この優遇措置が、空家の敷地であっても適用され続ける点が、問題点であると指摘されておりました。また、解体費用等の負担もその一因と考えられております。今後、人口減少に伴い世帯数も減ると考えられています。空家や空室は今後増えていくと考えられております。

そこで、平成27年度税制改正により、空家等対策推進法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例対象から除外されました。特例対象から除外されると敷地にかかる税金は3倍超になることも考えられ、空家である建物に対しては、従前通り、固定資産税・都市計画税がかかります。

住宅取得等資金の贈与税の非課税について

拡大・延長されました

平成27年度税制改正により、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、足元の市場の活性化、消費税10%への引上げ前後における需要の平均化等を図る為、住宅の新築、取得又は増改築等の住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が拡大・延長されました。

非課税限度額

1. 下記2以外の場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
～平成27年12月	1,500万円	1,000万円
平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円
平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円
平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円

2. 住宅用家屋の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	2,500万円
平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,000万円
平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円

受贈者の要件

1. 次のいずれかに該当する者であること。
 - 贈与を受けた時に日本国内に住所を有すること。
 - 贈与を受けた時に日本国内に住所を有しないものの日本国籍を有し、かつ、受贈者又は贈与者がその贈与前5年以内に日本国内に住所を有したことがあること。
 - 贈与を受けた時に日本国内に住所も日本国籍も有しないが、贈与者が日本国内に住所を有している。
2. 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること。
 - なお、直系卑属とは子や孫などのことですが、子や孫などの配偶者は含まれません。
3. 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること。
4. 贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下であること
5. 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を充てて住宅用家屋の新築及びその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実と見込まれること。
6. 受贈者の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある者から住宅用の家屋を取得したものではないこと又はこれらの方との請負契約等により新築・増築したものでないこと
7. 平成21年から平成26年分までに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例」の適用を受けたことがないこと。

居住用の家屋の要件(増改築等の場合にも一定の要件有)

居住用の家屋とは、次の要件を満たす日本国内にある家屋をいいます。

1. 家屋の登記簿上の床面積(区分所有の場合には、その区分所有する部分の床面積)が50方メートル以上240平方メートル以下であること。
2. 中古の場合は、耐火建築物は取得の日以前25年以内に建築、耐火建築物以外の家屋は取得の日以前20年以内に建築された者等その他一定の要件。
3. 床面積の2分の1に相当する部分が専ら居住の用に供されるものであること。

非課税の特例を受けるための手続(暦年課税等との併用可能)

非課税の特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に計算明細書、戸籍の謄本、住民票の写し、登記事項証明書、新築や取得の契約書の写しなど一定の書類を添付して、納税地の所轄税務署に提出する必要があります。(注)非課税でも申告は、必要です



国税庁情報コーナー

法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて

マイナンバー法人番号指定通知書につきまして、設立登記法人(国の機関・地方公共団体を含む)は、10月22日(木)から11月25日(水)の間に、都道府県単位で7回に分けて発送を予定されています。設立登記のない法人及び人格のない社団等は、11月13日(金)に発送される予定です。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。
平成 26 年 2 月から適用されている「経営者保証に関するガイドライン」についてご存知でしょうか。本ガイドラインの目的は経営者保証なしでも融資を受けられる道を示すことで、中小企業の活力を一層引出すことです。政府広報オンラインでは、本ガイドラインの利用方法や活用事例について非常に分かりやすく解説されていますので、ご関心のある方は是非一度ご覧下さい。

「政府広報オンライン」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/20>

「第 2 回マイナンバー開始対応セミナー」

10 月 6 日大阪産業創造館にてマイナンバー開始直前セミナーを開催しましたが、満席となり参加できない方もいらっしゃいましたので、急遽追加のセミナーを開催することとなりました。いよいよ開始のマイナンバー制度対応に関して抑えておくべきポイントを分かりやすくご紹介します。

講 師：**TFG** 税理士法人 所属税理士

日 時：平成 27 年 11 月 5 日（木）14：00～16：00

場 所：コンファレンスプラザ 大阪御堂筋 B1 会議室
（大阪市中央区瓦町 3-5-7）本町駅 1 番出口より北へ徒歩 2 分

参加費：無料

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援 ... **T&FG** group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐